

**平成30年度 山梨県大村智人材育成基金**  
**山梨県若者海外留学体験人材育成事業（高校生コース）**  
**留学生募集要項**

1 趣旨

山梨県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に在籍している生徒の留学を促進し、国際的な視野と高度な知識・技能を持った人材の育成を図ることを目的に、留学に要する経費に対して補助金を交付する。

2 募集人数 5名程度

3 補助対象経費

留学に要する次の項目に該当する経費のうち、平成31年3月31日（日）までに支払いを完了するもの。なお、既に支払済みの経費も対象とする。

- （1）留学先の学校等に支払う授業料をはじめとする諸経費
- （2）住居費
- （3）海外留学保険料
- （4）渡航費
- （5）その他知事が必要と認める経費

4 補助限度額

| 市町村民税所得割額             | 補助限度額 |
|-----------------------|-------|
| 15万4500円未満            | 100万円 |
| 15万4500円以上 30万4200円未満 | 75万円  |
| 30万4200円以上            | 50万円  |

市町村民税所得割額は、保護者（親権者）その他実質的に生計を支えている者の合算により判断する。

5 補助対象者の応募資格

補助対象者は、次の要件の全てを満たす者の中から選考し決定する。

- （1）留学期間において、山梨県内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に在籍している者
- （2）在籍校の校長の推薦を受けている者
- （3）留学期間が原則として6か月から1年程度である者
- （4）平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に、留学を開始する者
- （5）留学の目的が語学研修でない者
- （6）留学先の学校等において学習・研究を行うに足る外国語の能力がある者
- （7）国際的な視野と高度な知識・技能の習得に意欲のある者
- （8）過去に本補助金による補助を受けていない者

- (9) 留学先の受入先機関が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域ではない留学計画の者

## 6 応募方法

応募希望者は、在籍校の校長を経由して、次の書類を提出すること。

書類は片面印刷とし、クリップ止めで提出すること。

紙の資料を応募用紙に貼り付ける場合は、貼り付けた用紙をコピーし、コピーを提出すること。(応募用紙は機械で読み取りを行うため、糊付けした用紙は提出しないこと。)

応募書類は返却できないため、書類の写を保管すること。

書類の不足や記入漏れ、内容等の不備がないよう応募前によく確認すること。

- (1) 応募申請書(別紙様式1-A~G)

- (2) 作文(別紙様式2)

次のテーマに沿った内容で、800字程度で述べること。

パソコン・ワープロ使用可(使用する文字は12ポイントとし、2枚以内に収めること)

テーマ 『留学の目的及び将来への抱負』

\* 次の点について触れること

- ・海外留学を通してどのようなことを身につけたいと考えているか
- ・身につけたことをどのように山梨県に還元していこうと考えているか

- (3) 在籍校の校長の推薦書(別紙様式3)

- (4) 成績証明書(原本)(高校1年生の場合は、中学校の成績証明書)

- (5) 留学先学校等の入学許可証又は受け入れを認められたことを証明する書類の写

日本語以外で記載されているものは、日本語訳(本人による訳で可)を添付すること。

申請時に提出できない場合、得られ次第提出すること。

- (6) 平成29年度課税証明書等、保護者(親権者)、その他実質的に生計を支えている者に課税された市町村民税所得割額が確認できる書類(源泉徴収票不可)。

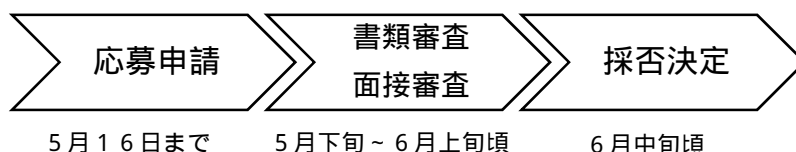
- (7) チェックリスト

## 7 応募受付期間

平成30年4月2日(月)~平成30年5月16日(水)

## 8 選考方法・スケジュール

選考委員による書類審査及び面接審査を行い、補助対象者を決定する。



- (1) 書類審査・面接審査

面接時間等詳細については後日、応募者に対して通知する。

なお、電話による面接は実施しない。

(2) 採否決定

6月中旬頃までに最終選考結果を通知する。

9 補助対象者（内定者）の決定

- (1) 最終選考結果の確定時点で、留学希望先からの入学許可等が得られている者は、補助対象者として正式に決定される。
- (2) 最終選考結果の確定時点で、留学希望先からの入学許可等が得られていない場合は、内定扱いとなり、入学許可等が確認された時点で正式決定となる。なお、入学許可等が得られない場合は、補助金の交付申請ができず、補助金の支給を受けることができない。

10 補助金の請求

留学希望先からの入学許可等が得られている者は、留学前であっても補助金の概算払請求をすることができる。

11 報告書の提出

補助対象者は、在籍校を經由して、次の報告書を提出すること。詳細は別途通知する。

(1) 提出書類

実績報告書（交付要綱 様式第6号）

経費内訳書（様式第6号の2）

領収書等証拠書類一覧表（様式第6号の3）

補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写等）

（他助成金の交付を受けている場合は、その内容や金額が確認できる書類）

募集要項に定める留学結果報告書（別紙様式4 A、B）

（年度内に留学が終了しない場合は中間報告書）

(2) 提出期限

次の、のいずれか早い期日までに提出

平成31年4月10日（水）

留学が終了した日から起算して1か月を経過した日

留学が2か年度にまたがる場合は、留学が終了した日から起算して1か月を経過した日までに、留学結果報告書（別紙様式4 - A、B）を提出すること。

12 留学計画等の変更

採用決定後に、やむを得ない事情により、留学内容や留学時期、留学先機関等に変更が生じることが明らかになった場合は、在籍校を通じて速やかに連絡すること。なお、変更に伴う申請額の増額は、原則として認められない。

変更後の計画内容によっては、計画変更が承認されない場合や、補助金の返還を求める場合がある。

13 補助金交付の取消及び返還

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、返還を求める場合がある。

- ( 1 ) 申請書の記載内容に虚偽があったとき
- ( 2 ) 在籍校又は留学先学校等において懲戒処分を受けたとき
- ( 3 ) 採択された留学計画に大幅な変更があり、目的を達成することが困難であるとき
- ( 4 ) その他留学生としてふさわしくない行為があったとき

#### 14 補助対象者の責務

- ( 1 ) 補助対象者は、本補助金の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めなければならない。
- ( 2 ) 補助対象者は、県が実施する事前説明会、成果発表会等に参加するものとする。
- ( 3 ) 補助対象者は、帰国後、県が実施する国際交流事業等への参加などに、可能な限り協力しなければならない。

#### 15 注意事項

- ( 1 ) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行うこと。
- ( 2 ) 在籍校は、派遣留学生の留学中あるいは留学の前後に本制度の運営等に影響を与える可能性のある問題等が発生した場合に、派遣留学生本人、その親権者及び県と連絡がとれる体制を有し、自体の把握、収拾に努める体制を整備すること。
- ( 3 ) 出発までに留学を辞退する場合は、速やかに在籍校の校長を通じて、下記 17 まで連絡すること。
- ( 4 ) 補助対象者の採否に関する問い合わせには一切応じない。

#### 16 応募書類等に記載された個人情報の利用について

本事業の応募や報告等に関し提出された個人情報は、「山梨県個人情報保護条例」により、本事業実施のためにのみ使用する。

本事業の広報のため、必要な範囲において、補助対象者の氏名、在籍校、留学先、留学テーマ及び留学先での様子が分かる写真等の情報を、山梨県のホームページ等に掲載したり、報道機関に提供することがある。

#### 17 問い合わせ先及び書類提出先

山梨県 県民生活部 私学・科学振興課 科学技術担当

住所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1312

FAX 055-223-1781

書類提出は、郵送又は持参（平日9時～17時）のこと